

2015/4/16(木)18:30~20:30

YWCA ビル 201・202 会議室

参加 25 名

へっちゃんらネット（市民と政府の TPP 意見交換会 愛知・岐阜実行委員会）主催・自主講座  
ちよ、ちょっと待った TPP！「TPP 差止・違憲訴訟とは？」記録

◆18:30 はじめに ～進行：へっちゃんらネット・近藤さんより

まずは、主催者のこれまでの活動について説明。

TPP 自主勉強会を 3 年前（2012 年）から開始。TPP に関する政府と意見交換会を実施してきた「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」の愛知・岐阜支部の役割も担い、東京、大阪に続いて 2012 年 12 月に開催された名古屋での政府との意見交換会を主催した。世界的なグローバル化の波にも、地域で「へっちゃんら」に暮らしていきたいという人々のネットワークという願いを込めて「へっちゃんらネット」と名付けた。

本日は、イラク派兵問題で違憲判決を勝ち取った実績を持ち、TPP 違憲訴訟の会の呼びかけ人の一人でもある池住義憲さんから会の発足の経緯や現状などについてお話をいただく。

◆18:40 ～池住さんからのお話

◎本日のレジュメ配布

20:10 頃まで 1 時間半弱の間、TPP の概要、これまでの流れ等についての確認、なぜ TPP が問題か（大騒ぎするか）など、経済のグローバル化のおおまかの流について、レジュメに従って、これを 20 時過ぎまで進める。

※以下、レジュメより

はじめに（TPP 理解を深めるために）

- I. 日本政府（経産省）が説明する TPP のメリット
- II. TPP が与える影響
- III. 「TPP 交渉差止・違憲訴訟」

◎質問形式のシート配布

Q1～Q9 について周囲と相談しながら回答し、その後の解説とともに基本的なところを押さえる。

Q1. グローバリゼーションって何？

→モノ（物資）、カネ（金融）、ヒト（労働力）これらが自由に行き来すること

Q2. グローバリゼーションは、いつ頃から？

→2006年に4カ国でEPAのひとつとしてスタート

Q3. TPPの正式名称は？

→環太平洋戦略的経済連携協定

Q4. FTA、EPA、TPP、それぞれの名称と違いは？

→FTA（自由貿易協定）：モノ（商品・製品）が国境を越え、市場に任せて自由に行き来できるようにすること

→EPA（経済連携協定）：モノ＋カネ＋ヒトが国境を越え、市場に任せてFTAより広い範囲市場に任せて自由に行き来。ただし、例外あるも厳密な仕分けが出来なくなっている。

→TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）：ひと言で、EPAのうちの一つ。

Q5. TPPの発足はいつ？何カ国で発足？国名は？

→2006年に4カ国（シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）でEPAのひとつとしてスタート。

Q6. 現在は何カ国？

→2009年に9カ国＋2カ国。2013年7月日本加盟で計12カ国。

Q7. TPPの目的は

→Q8に集約

Q8. TPPのメリット、デメリットは？

→レジュメ「I. 日本政府（経産省）が説明するTPPのメリット」より

日本製品の輸出額が増大、大手製造業企業の利益増大、GDP差し引き3.2兆円増加、肉やコメの価格が安くなる、輸出企業・海外に進出しやすくなる、技術革新と効率化が促進

Q9. TPP交渉、現在はどうなってる？

→発足後、2009年に急変。アメリカ・オバマ大統領が雇用対策として、モノを作って市場を確保するためにTPPに加盟、他の国も巻き込んで市場を拡大しようと考えた。

◎さらに複数の資料を配布し、TPP について解説

資料：「グローバルゼーションとは？」

- ・モノ・カネ・ヒト・情報・技術・サービスが国境を越えて世界規模で自由に行き来、言度できるようにすること（ハーモナイズ）
- ・国際的な移動の量的拡大。自由市場経済の拡大。
- ・そのために関税障壁&非関税障壁（輸入制限、輸入禁止など）すべて尾を取り払う
- ・などなど

資料：「グローバルゼーションを理解するため世界経済の動き」

- ・19世紀から21世紀にいたるまでの世界経済の動きを手書きで示した年表

資料：「メガ FTA 時代の到来(JETRO 世界貿易投資報告 2013)」

- ・なぜ、TPP が出てきたか、歴史的な流れを押さえておく。そして、なぜそれが問題を押さえておく。

資料：「TPP が我が国に与えるさまざまな影響」

- 1 日本経済全体への影響
- 2 日本農業への影響
  - ・自給率の低下（経済制裁された際、軍事制裁より影響が強くなる。←太平洋戦争開戦・真珠湾攻撃の原因）
  - ・食糧安全保障。食料主権。
- 3 農業以外の分野に与える影響
- 4 食品安全性に与える影響
  - ・BSE リスクの拡大
  - ・残留農薬基準値の緩和
- 5 医療に与える影響
  - ・混合医療の導入（医療費負担増）、医師の不足・偏在、地域医療の崩壊
- 6 「政府調達」の外国企業への開放による地域経済の崩壊
  - ・公共事業への影響、地方経済に打撃。公共事業で成り立っている市町村は海外事業者に奪われる可能性。地域への再分配に支障をきたす。
- 7 投資の自由化により、日本企業が外資の食べ物に
  - ・投資の自由化。契約違反の障壁に訴訟。すでに何件かあるが、その件数が跳ね上がる。（ISD、または ISDS 条項）
- 8 世界の飢餓・環境等に与える影響
- 9 南西諸島等の産業や、安全保障・海底資源開発への影響

### ◎レジュメⅢ. 「TPP 交渉差止・違憲訴訟」

TPP は最強の協定。WTO（世界貿易機関）より強力。世界でまとまらないことを、まとまる国同士で協定を結ぼうとしたのが、TPP。強い者が勝つというシステムが完成する。途上国の生業そのものが大きなダメージを受けてしまう。

貿易、交流は大切だが、以下のことを損なわないようにすることが大切。

1. 経済の多様性
2. 文化（食文化、生活文化）の多様性
3. 生物／環境の多様性

そのために例外事項を設けて、上記のことを損なわないようにすることが大切だと考え、自分自身から 50 年、100 年、150 年後の人々に負荷をかけないようにする責任があるとして、違憲訴訟を決断した。

#### 1. なぜ提訴か

- ①憲法 25 条の「生存権」が侵害されている。（沖縄・サトウキビ農家、北海道・酪農家など、廃業するところも出始めている）輸入品の表示規制の緩和により、アレルギーの影響原料の表記がなくなり、健康被害も。
- ②憲法 13 条の「幸福追求権」が侵害されている、または侵害の恐れがあり、それにより不利益・不安・苦痛が生じている。→権利協定により影響を事前に除去する。
- ③憲法 21 条の「知る権利」侵害。交渉は秘密裏に行われ、且つ協定発効後も 4 年間秘密され、主権者として主権を行使する上で必要不可欠な「知る権利」が侵害される。甘利担当大臣はその秘密協定に署名。こちらを違憲訴訟の訴状ではこちらをしっかりとやるつもりでいる。ただ、日本では「知る権利」について、まだマイナーである。前例もない？

#### ※交渉の現状から

- ・（今日 16 日から日米の実務者レベルの交渉が始まっている、24 日・甘利大臣とフロマン、28 日に安倍オバマ会談）
- ・（違憲訴訟呼びかけ人の一人）山田正彦さんからの電話。どうやら大幅に歩み寄り、妥結しそう。重要 5 品目を認めなければ脱退という決議がある中、これをかいくぐってどうするか、日米で今、詰めている段階。
- ・アメリカでは、共和党は TPP 推進。TPP にストップをかけているのがオバマさんの民主党。条約促進権限（大統領の権限）を抑えている状況だが、5 月上旬から中旬に 12 カ国で調印も？
- ・もしも、秘密のまま国会審議だとしたら、国内法を 20 本くらい通す必要があり、2

年ほどかかる。安倍政権はこれを憲法改正と一緒にやるつもりでは？

・向こう 4 年間、内閣を継続させて憲法 9 条と TPP に関する法律を変えていくつもり？

## 2. (訴訟での) 請求内容は？

- ①違憲確認請求
- ②交渉差止請求
- ③損害賠償請求

国家賠償法第 1 条 1 項

- ・違憲性
- ・権利性
- ・被侵害利益

上記①、②については訴える利益なし。これまでの判例で言うと、すでに生じている不利益がない場合、裁判に入る前に却下される可能性が大。そうした理由で③で進める。

③「国家賠償法第 1 条 1 項」の違憲性、権利性、火侵害利益の 3 つがかなった場合は、国は賠償を支払う

この国賠法の 1. 違憲性を主張するが、問題は③被侵害利益。イラク派兵の際は①違憲性、②権利性は認めてくれた。通じた。平和的生存権と言い切った。

しかし③は認めてくれなかった。国が公務員に対して支払わなければならない侵害行為は未だ現れていないということだった。却下ではなく、棄却だった。(これが今回も問題) 勝利側だったので上告をしなかった。2008 年の 5 月 2 日に確定。

ただ、今回の違憲訴訟では、この「平和」という解釈を拡大させることが目的。直接的暴力、消極的平和。恐怖と欠乏(構造的な暴力)、不平等、差別、格差。これらを平和の侵害とし、TPP は恐怖と欠乏の欠乏を創り出すので、TPP を待て! と権力者に訴えかける。

## 3. 訴訟の原点は？

→「原告の被害」救済。

被害が現れていないと提訴も困難。今後、間違いなく生じてくる被害の事実(食品での健康被害など、被害を証明できるよう?) 備えておいてほしい。

#### 4. いつ提訴？

5.14（木）東京地方裁判所に提訴することに決めた。それまでに訴状を出さなければいけなく、弁護団と相談する。

#### 5. 具体的には？

①「TPP 交渉差止・違憲訴訟の会」へ、ぜひ入会を。

現在 2000 人ほど。1 万人目標だったが、何とか 5000 人にはしたい。

②「TPP 高所っ差止・違憲訴訟」の原告に、ぜひなってほしい

#### 6. 原告の役割は？

裁判に来ていただければベスト。期日等を覚えて、支えていただきたい。なにより、TPP について周囲の人に話してほしい。街頭活動を裁判が続く限りやりたい。そこにも参加していただきたい。

数は力という部分もある。東京では 150 人～200 人が動いてくれた。裁判所の周りを取り囲んでくれた。今回もそういう風に世論が注目していることを示したい。

TPP など、国際協定を提訴したのは世界でも前例がないので、世界も注目している。年会費、一口 2000 円ご協力を。

イラク訴訟の訴状は、2 万部すべてがなくなった（それだけ注目された）。ある人から勝訴について、1 番最初に挙げたいその要因は？と聞かれ、間髪入れずに「提訴したから」と答えた。そこが最初。しかし、TPP は大変。憲法の視点で TPP を照らしたい。

#### ◆20：10 池住さんの話を受けての会場意見交換

##### ◎進行より

この後の時間は、訴訟の技術的なことより、意見交換としたい。提訴の活動を基に広げていくこと、裁判を軸に周囲の人々がどうやって関わっていくことが出来るか？といったことについて意見交換してみたい。

##### ◎会場からのコメント

すでに原告になっている。IWJ の動画で（TPP 違憲訴訟について）知った。それを観ていて、そこでも「起きていない不利益について訴状の中に書き込むことを探している段階」だと話していた。（自分自身は）遺伝子組み換え問題にも関わっているが、何か進展はあるか？

◎池住さんより

食アレルギーを持っておられるお母さん方4人くらいが、畜産とサトウキビに関する影響について（訴状を）書いてくれることになっている。

◎前出の方より再度コメント

12月にシンポのとき、遺伝子組み換え活動の方とよく話しているかと思って何も言わなかったが、どういう（被害、不利益についての）ネタを探せるか、どういう（話の）つなぎ方をしているか、元PARCの方が良くご存知では？

◎池住さんより

まだ話していない。ぜひご質問いただいた今の方にも書いてほしい。

（主に原発関連のことに取り組んでいて、GMはちょっと難しいとのこと）

誰か皆さん、ほかにもぜひ訴状をかける人を紹介してほしい。訴状提出の9月の第1回口頭弁論までに、意見陳述もしっかり書きたい。まだ詳細までは書けないので、9月までには何とかしたい。

◎進行より

原告として集まる人を現在どれくらいに見立てているか？

◎池住さんより

イラクの場合は、生きている人みんなに影響があって関わりやすかった。今回も、農業（特に酪農・畜産）、教育、保険業など、イラクのときみたいに幅広く巻き込んでみたい。そしてNGO。介護、福祉系の人々も。高齢化社会に向けて、どう影響があるか、TPP自体が曖昧で広範囲に影響するのをいいことに、多くの分野の人を巻き込みたい。

◆20:20 インフォメーション

◎へっちゃんらネット・滝より

今後のへっちゃんらネット・TPP勉強会は、違憲訴訟の会に入会、原告も募っていくが、地方議会に請願・陳情という公式の制度を使って、市民の関心を高め、意思表示する活動を独自に展開してみたい。今日の自主講座を起点に、会場の皆さんには気づいたこと、感想などをアンケートにご記入いただき、それを参考にへっちゃんらネットTPP勉強会にて請願書・陳情書へと仕上げ、提出できるよう、各地方自治体や議員、請願人・陳情書提出経験者等からのヒアリングをするなど勉強会を重ねていく予定。ご関心ある方は、ぜひアンケートへご連絡先をご記入ください。

◎市民と政府の TPP 全国実行委員会・西井さんより

この TPP 勉強会が市民と政府の TPP 意見交換会実行委員会の受け皿となり、今回のイベントへとつながっている。その全国実行委員会では 2012 年に、東京・大阪・名古屋で政府担当官との意見交換会を実施。

2013 年以來 2 年にわたる間、実施されておらず、途中 TPP の中身をもっと公開するようにと政府に求めたが、聞いてもらえずに交渉はその後も続けられている。

5 月には日米合意に進むという流れ。5 月末、6 月くらいに APEC あたりで大筋合意へという流れが予想され、その中で先手を打っておこうと、全国実行委員会では現在、基本合意が明確になった時点で声明を出せるよう準備中。

また、協定に関する情報公開と市民との意見交換、パブコメ募集などの内容を含んだ要請書も提出するので、そこへの賛同署名を集める予定。その際は、ぜひ皆さんにもご賛同いただきたい。5 月になったら、そういった動きを起こすので、WEB 上、自筆も含めて幅広く賛同署名を集めたい。以前の要請書でも数百団体からの賛同を得たが再度お願いしたい。

◎岡崎の「農園手と手」・中村さんから

昨年 7 月の政府による集団的自衛権行使についての「解釈変更」に居ても立っても居られなくなり、そもそも憲法って何だ？という勉強会として始まりました「平和憲法カフェ」です。

「明日の自由を守る若手弁護士会」の堀江先生は元パティシエ。季節のスイーツとレジュメ解説を担当。農園手と手の中村は、ドリンクとファシリテーター担当。農園産の無農薬無肥料栽培の新茶とフィリピン・コルディリエラ産アグロフォレストコーヒー、レネマウンテンコーヒーをお出しします。

岡崎市の自然分娩で有名な吉村医院様のご厚意により母子保健室を会場に、隔月開催しています。

第 1 回は、「立憲主義って何？」2 回「そもそも人権って何だ？」3 回は「子どもの権利条約を読もう」4 回は、「民主主義と選挙」です。

年齢、性別、国籍関わらず、どなたでも参加できます。公演会ではなく、参加型の学ば場として長く続けたい、市民の小さな活動です。

宜しく申し上げます。

◎へっちゃんらネット・鉄井より

戦争をさせない 1000 人委員会から署名用紙があるので、ご賛同いただけるかたはお声をかけてください。